

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岡山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	9 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	6 件

第1 委員会の結論

申立人は、昭和 50 年 3 月 11 日から同年 6 月 6 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の A 事業所における資格取得日に係る記録を 50 年 3 月 11 日に、資格喪失日に係る記録を同年 6 月 6 日とし、50 年 3 月から同年 5 月までの標準報酬月額を 7 万 6,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 3 月 11 日から同年 6 月 6 日まで

私は、昭和 50 年 3 月 11 日から同年 6 月 6 日まで A 事業所に勤務し、ガソリンの給油等の仕事に従事していた。同事業所の辞令、法人印が押印されている基準内賃金通知書（昭和 50 年 3 月 11 日付及び 3 月 21 日付）及び 50 年 3 月分から 6 月分までの給与明細書（昭和 50 年 5 月分は紛失）があり、給与から厚生年金保険料が控除されている。申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、申立人が所持する法人印が押印されている基準内賃金通知書及び給与明細書から、申立人は申立期間において、A 事業所に継続して勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額から、7 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A 事業所は既に全喪し、当時の事業主も死亡しており、確認できる関連資料及び周辺事情は無いが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 50 年 3 月から 5 月までの保

険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

岡山国民年金 事案 598 (事案 437 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 4 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 4 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 4 月

昭和 63 年 3 月末の市役所退職時に国民年金と国民健康保険の加入が必要であるとの説明があったため、市役所の国民年金課及び国民健康保険課で加入手続を行い、保険料は市役所内の銀行で納付したため、63 年 4 月が未加入とされていることに納得がいかないと申し立てたが、納付記録の訂正は認められなかった。新たな証言や資料は何も無いが、退職直前に国民年金と国民健康保険の加入について説明してくれた当時の市役所の人事担当課長補佐から証言をとってほしいので、改めて申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、①申立期間において申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は無い、②昭和 63 年 4 月に国民年金に加入しながら、1 か月分の納付書しか届かなかったとするのも不自然であり、申立人が記憶する納付書は、申立期間について国民年金被保険者の種別変更の手続が行われた申立人の妻に係る納付書であったと推認される、③申立人については、納付した国民年金保険料の額に関する記憶も無いなどとして、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 2 月 5 日付けの年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、新たな証言や資料は何も無いものの、退職直前に国民年金と国民健康保険の加入について説明してくれた当時の市役所の人事担当課長補佐から証言をとってほしいとして再申立てを行っているが、申立人は当時の人事担当課長補佐の名前を記憶しておらず、申立人が勤務していた市(人事課)では、「当時の人事課の課長補佐は二人いたが、既に二人とも退職しているため連絡先が不明で当時の申立人とのやりとりについては確認できない。」と回答しており、申立人の主張を裏付ける証言等も得られず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年4月から同年7月までの期間及び7年5月から同年10月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成6年4月から同年7月まで
② 平成7年5月から同年10月まで

平成8年ごろ、社会保険事務所の職員2名が国民年金の資料を持参して自宅を訪ねて来て、「今なら5年間の空白を埋めることができます。納付できる保険料は、奥さんは22万円、旦那さんは50万円です。」と言った。手元にあったお金では足りないと思ったが、職員から私の保険料だけでも納付したらどうかと言われ、その時は時効間際であったため、後日訪ねて来た社会保険事務所の職員に年金手帳と保険料を渡した。申立期間が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「社会保険事務所の職員に保険料と年金手帳を渡し、領収書は受け取っていない。」と申立てているが、社会保険事務所は、「未納保険料の収納時に年金手帳を預かることは通常あり得ず、保険料の徴収に当たっては現金領収証書を携行しているため、現金を領収する際には、必ずその場で領収証書を交付している。」としており、申立内容に不自然さが見受けられる。

また、申立期間①及び②に係る国民年金保険料は11万4,600円であり、これは申立人が国民年金保険料として納付したと主張する金額22万円とは大きく乖離^{かいり}している。

さらに、申立人から聴取しても、申立期間に係る国民年金保険料として22万円を納付したとする以外に具体的な説明が得られない上、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)も無く、周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることは

できない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年7月から48年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年7月から48年2月まで

私の厚生年金保険の加入記録をみると、A事業所で昭和45年11月に被保険者資格を取得し、47年7月25日に喪失となり、その後48年3月1日に再取得となっているが、被保険者資格を喪失したとされている期間中（昭和47年7月25日から48年3月1日まで）、私はA事業所の営業所を異動しただけであり退職しておらず、継続して勤務していた。しかし、申立期間中の私の厚生年金保険の記録が無いならば、勤務していた事業所が私の国民年金保険料を納付してくれたと思うので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「勤務していた事業所が私の国民年金保険料を納付してくれたと思う。」と主張しているが、申立人が勤務していたとする事業所はすでに解散し事情聴取できないことから、申立人の国民年金の加入状況、保険料の納付状況等は不明である。その上、勤務する事業所がその従業員に係る国民年金の加入手続きを行い、保険料を納付することは制度上考え難いところ、申立人と同様に、申立てに係る事業所において、申立期間の前後には厚生年金保険に加入し、申立期間には加入していない同僚3名のうち2名は、申立期間において国民年金に加入しておらず、残る1名は加入しているものの国民年金保険料は納付していないことから、事業所が申立人についてのみ国民年金の加入手続きを行い、保険料を納付することはなかったものと推認される。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和52年4月8日に払い出されており、申立人はこのころに国民年金に加入したものと推認されるが、その時点では、申立期間の国民年金保険料は時効により納付することができず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が国民年金に加入した当時居住していた市の国民年金被保険者名簿には、申立期間中、申立人の記録は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断す

ると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年1月から22年12月まで
② 昭和42年10月から43年2月まで
③ 昭和46年1月31日から47年3月31日
④ 昭和46年1月から47年4月まで

申立期間①については、A事業所でタクシー乗務員として勤務した。申立期間②については、B事業所でタクシー乗務員として勤務した。申立期間③については、C事業所でクレーン運転手として昭和47年3月31日まで勤務した記憶が有るが、厚生年金保険の加入記録では46年1月31日で被保険者資格を喪失したになっている。申立期間④については、D事業所でタクシー乗務員として勤務した。

申立期間①から④については、厚生年金保険料を給与から控除されていたことを証明できるような証拠は何も残っていないが、勤務していたことは事実であるので、厚生年金保険の加入記録をもう一度調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人がA事業所の所在地であると記憶する住所を管轄する法務局に照会しても、当該事業所に係る商業登記の記録を確認することができず、申立てに係る事業所を特定することができない上、社会保険事務所においても、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所であったことを確認することはできない。

また、当時の事業主及び同僚についても、特定することができず、申立人が申立てに係る事業所に勤務したことを推認することができない。

このほか、申立期間における申立人の厚生年金保険料の控除が推認できる関連資料、周辺事情等はない。

2 申立期間②については、申立期間当時にB事業所において厚生年金保険の加入記録が有る申立人の元同僚の証言から、勤務した期間は特定できないものの、申立人がB事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B事業所において厚生年金保険の加入記録が有る元同僚は、

「正式な乗務員になる前には2か月間ないし3か月間の試用期間があり、自分も正式採用となるまでは厚生年金保険には加入していなかった。」と証言していることから、当該事業所においては採用から数か月間は従業員を厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがわれる。

また、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い上、申立てに係る事実を推認できる関連資料、周辺事情等も無い。

- 3 申立期間③については、申立人がC事業所において昭和45年6月1日から46年1月31日まで厚生年金保険に加入していた記録が確認できるものの、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、申立期間において、申立人の記録は無く、健康保険整理番号の欠番も無い。

また、C事業所の事業主は、申立てに係る事実を確認できる資料を保存しておらず、元同僚からも申立人が申立期間において当該事業所に勤務していたとの証言も得られない。

このほか、申立期間における申立人の厚生年金保険料の控除が推認できる関連資料、周辺事情等は無い。

- 4 申立期間④について、D事業所の事業主は、「当時の資料を保存していないため、在籍の確認はできない。」と回答している上、元同僚からも申立人が申立期間において当該事業所に勤務していたことを裏付ける証言も得られない。

このほか、申立期間における申立人の厚生年金保険料の控除が推認できる関連資料、周辺事情等は無い。

- 5 これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

岡山厚生年金 事案 420

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 1 月 10 日から 30 年 9 月 30 日まで
年金受給を行った際に、A事業所に勤務していた期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことに気が付いた。当時、母の治療で健康保険を利用した記憶があるので、厚生年金保険にも加入していたはずであり、加入記録が無いということに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間において勤務していたとするA事業所については、法人設立が昭和 32 年 6 月 11 日であり、厚生年金保険の新規適用年月日は同年 10 月 1 日となっており、当該事業所の前身であるB事業所については、社会保険事務所の記録上、厚生年金保険の適用事業所とはなっていないことが確認できる。

また、申立人が記憶する元同僚は、「申立人については記憶に無い。」「B事業所が、厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 32 年 10 月からである。」と証言している。

さらに、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い上、申立てに係る事実を推認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

岡山厚生年金 事案 421

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 7 月 1 日から 38 年 3 月 30 日まで
② 昭和 38 年 8 月 1 日から 43 年 2 月 25 日まで

社会保険事務所で私の年金記録を確認したところ、A事業所での厚生年金保険の加入期間について脱退手当金(2万円ほど)が支給されていると言われたが、厚生年金保険料が給与から控除されていたことすら知らなかったので脱退手当金をもらうはずもない。当時の2万円は大金だから、受け取ってれば記憶に残っているはずだが、その記憶は無い。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、申立期間①及び②に係る申立人の脱退手当金については、厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約4か月後の昭和43年6月25日に支給決定されている上、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

岡山厚生年金 事案 422

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 6 月から 42 年 8 月まで

ねんきん特別便でA事業所での厚生年金保険被保険者期間について、脱退手当金を受給したことになっていたのでおかしいと感じていた。平成 20 年 6 月ごろに、昭和 60 年 10 月に社会保険事務所に行った際、「A事業所での厚生年金保険加入期間と国民年金加入期間を合わせて 5 年くらいの加入期間があるので、60 歳まで保険料を納付すれば納付期間が 25 年になる。」と説明してくれたことを思い出した。私の記憶によれば、昭和 60 年 10 月時点においては、A事業所での厚生年金保険加入期間は私の厚生年金被保険者期間として残っていたはずである。申立期間中の 42 年*月*日に長男が生まれたが、少し休んだ後復職する予定だったので、申立期間に係る脱退手当金は受け取っていない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A事業所に係る厚生年金保険被保険者期間は昭和 40 年 6 月から 42 年 8 月までであるとして当該期間を申し立てしているところ、社会保険庁の記録上、申立人のA事業所における厚生年金保険被保険者期間は 40 年 3 月 18 日から 42 年 10 月 1 日までであり、脱退手当金の支給対象期間も同期間とされている。

また、申立人のA事業所に係る脱退手当金については、A事業所での厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 42 年 12 月 8 日に支給決定されているとともに、支給額に計算上の誤りは無いほか、社会保険事務所が保管する申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

なお、申立人は、昭和 60 年 10 月に社会保険事務所において国民年金保険料の納付が必要な期間や将来の年金額の説明を受けた際の記憶から、その時点に

おいてはA事業所に係る厚生年金保険加入期間が存在していたと主張しているが、60年当時の年金制度では、脱退手当金の支給済期間は、年金額には反映されないものの、国民年金の受給資格期間（25年）には算入される合算対象期間であったことから、申立人が記憶する社会保険事務所の説明をもって申立期間の脱退手当金が支給されていなかったとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

岡山厚生年金 事案 424

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 11 月 18 日から 52 年 1 月 1 日まで

厚生年金保険の加入期間について、社会保険事務所に照会したところ、申立期間について加入記録は見当たらないとの回答を受けた。私は、A事業所に昭和 42 年 6 月 1 日から平成 17 年 7 月 20 日まで勤務し、この間、産後に 1 週間ほど休んだ以外は毎日働いた。厚生年金保険料は毎月給与から控除されていたはずであり、未加入期間があるのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

A事業所に係る商業登記簿から、申立人が申立期間当時、同事業所の役員であったことが確認できることから、申立人が当時、A事業所に在籍していたことは推認できる。

しかしながら、申立人の母親（A事業所の当時の事業主）及び夫に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から、申立人は、A事業所における厚生年金保険の被保険者資格を喪失した直後の昭和 44 年 11 月 24 日に申立人の母親の被扶養者として認定を受け、また、50 年 7 月 28 日に配偶者分娩費が支給されている上、A事業所において 2 回目の厚生年金保険の被保険者資格を取得した 52 年 1 月 1 日に被扶養者の認定を取り消されていることが確認でき、申立人は、申立期間においては、申立人の母親又は夫の被扶養者となっていたものと推認され、厚生年金保険に加入していなかったことがうかがえる。

また、申立人の母親は、「社会保険の手続がおかしいと思うが、当時の書類も無く、記憶も無い。」と供述しており、かつ、当時、当該事業所の経理を担当していた税理士事務所の職員は、「当時の資料も無い上、健康保険料、厚生年金保険料及び所得税について、事業所全体として計算し、まとめて控除しており、申立人の社会保険料が給与から控除されていたと断言できない。」と証言している。

さらに、社会保険事務所が保管する当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に、申立期間において申立人の記録は無く、健康保険の整理番号の欠番も無い。

このほか、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書などの資料は無い上、申立てに係る事実を推認できる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 29 年 4 月から 31 年 5 月 18 日まで
② 昭和 31 年 8 月 30 日から 33 年 9 月 1 日まで

私は、昭和 29 年 3 月に中学校を卒業して、翌月の 4 月から 31 年 4 月まで食事係として、A 丸（船舶所有者は B 氏）に乗船していた。その後、同船の機関員として昭和 33 年 8 月に退職するまで、魚を捕獲する仕事をしていた。申立期間において、船員保険に加入していたと思うので調査していただきたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所有する船員手帳の記録、船舶所有者の長男及び同僚の証言により、申立人が申立期間において、B 氏が所有する A 丸に乗船していたことが推認できる。

しかしながら、社会保険事務局が保管する A 丸に係る船員保険被保険者名簿に、申立人の船員保険被保険者資格の取得年月日が昭和 31 年 5 月 18 日と記録されている上、申立人も、「昭和 31 年 4 月まで食事係として乗船し、同年 5 月から機関員として 33 年 8 月に退職するまで働いた。」と申し立てしており、一緒に乗船していたとする食事係の同僚も、申立人が同被保険者資格を取得した日と同日に同資格を取得していることから、当時、食事係を担当していた船員については、船員保険の被保険者として資格取得手続が行われていなかったことがうかがえる。

また、A 丸に係る船員保険被保険者名簿から、A 丸の船員保険の適用は、昭和 31 年 1 月 12 日であったことから、申立期間①のうち、29 年 4 月から 31 年 1 月 11 日までの期間は、申立人が船員保険の被保険者となれない期間である。

さらに、A 丸に係る船員保険被保険者名簿から、同船に乗船していた全船員（32 名）のうち 23 名が昭和 31 年 8 月 30 日に船員保険被保険者の資格を喪失（下船）しており、申立人は、「A 丸が座礁し下船を余儀なくされた時期は、昭和 31 年 8 月ごろであったと思う。」と供述しており、申立人の同僚も、船

の座礁について、申立人と同様の供述をしていることから、申立人も、同僚と同じく、31年8月30日に船員保険被保険者の資格を喪失したものと推認できる。

加えて、当該船員保険被保険者名簿に、申立期間①及び②において、申立人の記録は無く、船員保険の整理番号の欠番も無い。

このほか、申立人が事業主により給与から船員保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書などの資料は無い上、申立内容に係る事実を推認できる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。